

# 介護保険・医療保険の訪問看護の報酬体系〔本体部分〕

介護保険		医療保険	
(介護予防) 訪問看護費		〈訪問看護ステーション〉	〈医療機関〉
〈訪問看護ステーション〉	〈医療機関〉	訪問看護管理療養費	在宅患者訪問看護・指導料
<p><b>20分未満*</b>                      保健師、看護師 285単位                      准看護師による場合 (90/100)                      ※日中等の訪問における十分な観察、必要な助言、指導を前提に夜間、早朝、深夜に実施。</p>	<p>230単位 (90/100)</p>	<p>月の初日7,050円                      2～12日目まで2,900円</p>	<p>週3日目まで、1回30分～1時間30分                      保助看の場合 530点                      准看の場合 480点</p>
<p><b>30分未満</b>                      保健師、看護師 425単位                      准看護師による場合 (90/100)                      PT・OT・ST* 425単位                      ※看護業務の一環として行う診療の補助。</p>	<p>343単位 (90/100)</p>	<p><b>訪問看護基本療養費Ⅰ</b>                      週3日目まで、1回30分～1時間30分                      保助看、OT・PT・ST5, 300円                      准看の場合 4,800円</p>	<p>週4日目以降、1回30分～1時間30分                      保助看の場合 630点                      准看の場合 580点</p>
<p><b>30分以上60分未満</b>                      保健師、看護師 830単位                      准看護師による場合 (90/100)                      PT・OT・ST* 830単位                      ※看護業務の一環として行う診療の補助。</p>	<p>550単位 (90/100)</p>	<p>週4日目以降、1回30分～1時間30分                      保助看、OT・PT・ST6, 300円                      准看の場合 5,800円</p>	<p><b>精神科訪問看護指導料Ⅰ</b>                      [精神科標榜医の指示により当該機関の保健師、看護師、OT、精神保健福祉士が患者・家族の看護又は療養上の指導を行う。]                      週3回まで550点                      (退院後3ヶ月以内週5回まで可)                      複数訪問時加算450点</p>
<p><b>60分以上90分未満</b>                      保健師、看護師 1,198単位                      准看護師による場合 (90/100)</p>	<p>845単位 (90/100)</p>	<p><b>訪問看護基本療養費Ⅱ</b>                      [精神科標榜医の指示による複数(5名程度8名を超えない人数)の精神障害者社会復帰施設*等入所者への保健師、看護師、OTによる看護又は療養上の指導]                      週3回、1回1～3時間 1,600円                      延長(8時間限度に1時間) 400円</p>	<p><b>精神科訪問看護指導料Ⅱ</b>                      [精神科標榜医療機関の保健師等による複数(5名程度8名を超えない人数)の精神障害者社会復帰施設*等入所者への看護又は療養上の指導]                      週3回、1回1～3時間160点                      延長(8時間限度に1時間) 40点</p>
<p>○次の場合は算定しないこと。                      ※ 特別指示の日から14日間。                      ※ 短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間。</p>		<p>○要介護被保険者で次の場合、算定できる。                      ※ 特別訪問看護指示の場合。                      ※ 厚生労働大臣の定める疾病等の場合。                      ※ 介護保険法第8条第11項の特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護を受けている利用者であって、特別指示又は厚生労働大臣の定める疾病等の場合。                      ※ 介護老人福祉施設の入所者で末期の悪性腫瘍により、在療診の主治医が指示した場合。</p>	
		<p><b>精神科退院前訪問指導料</b>                      [患家又は精神障害者社会復帰施設*へ入所予定の患者について、保険医療機関の保健師、看護師、OT、精神保健福祉士が退院先を訪問し指導]                      3ヶ月超入院は3回まで380点                      6ヶ月超入院は6回まで380点                      看護師、精神保健福祉士による                      共同指導加算320点</p>	